


京丹後市 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

【子育て支援課 TEL0772-69-0370】

保護者の傷病その他の理由により、家庭において児童を養育する事が一時的に困難となった場合に、夜間(泊まり)も含め、児童養護施設(乳児院)等で一定期間、養育する事業です。

【利用対象:京丹後市に居住する小学校6年生までの児童】

1. 事業内容

事業名	利用要件	期間
ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	利用する理由が次に掲げるものであること ① 疾病、出産、看護、事故、災害 ② 転勤、出張、冠婚葬祭または学校等の公的行事への参加など ③ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など ★児童とともに保護者の支援が必要と市長が認める場合は、保護者も対象とすることができる。	概ね 1回7日以内 かつ 1か月に7日間以内とする
トワイライトステイ事業 ① 夜間養護事業 (午後5時から午後10時まで) ② 休日預かり事業 (土、日、祝日の午前9時から午後5時まで)	<u>保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に、保護者が不在となるため、家庭における生活が困難となった児童</u>	

2. 負担金(児童1人1日当たり) (負担金は、利用の最終日に直接、乳児院等に納付してください。) ※負担金額は利用日の年令で決定されます。

事業名	世帯の区分	2歳未満	2歳以上	親子利用の親
ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	生活保護世帯/ 母子・父子世帯(市民税非課税世帯)	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯/ 母子・父子世帯(市民税課税世帯)	1,100円	1,000円	300円
	その他の世帯	5,350円	2,770円	750円

事業名	世帯区分	負担金額	
トワイライトステイ事業 ①夜間養護	生活保護世帯/ 母子・父子世帯(市民税非課税世帯)	0円	
	市民税非課税世帯/ 母子・父子世帯(市民税課税世帯)	基本分	270円
		超過分	270円
	その他の世帯	基本分	680円
超過分		680円	

